

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 9月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去機器冷却海水系点検後の系統水張りにおいて、海水熱交換器建屋(北側)2階機器排水ファンネルより水が溢れ、床面への漏えい(約190リットル)が認められたため、原因調査・対策検討。	G II	
2	2号機	補機冷却海水系海水ポンプ(C)出口弁開度指示計(電動機付)において、指示不良(弁開操作したが開度指示0%から動かず)が認められたため、当該指示計を点検・修理。	G III	
3	3号機	中央制御室制御棒監視制御盤の状態表示画面(ディスプレイ)において、制御棒位置指示装置の故障表示(2系-コントローラ異常)が認められたため、原因調査・点検修理。なお、制御棒位置については制御棒位置指示装置-1系が健全であるため確認可能。	G III	
4	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)出入口海水差圧計において、指示不良(指示が測定範囲から外れ、真下を指示している)が認められたため、当該差圧計を点検・修理。	G III	